

令和8年度愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金 支給申請等に係る手続きについて

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。該当する方は、各学校を通じて申請してください。

記

1 支給要件（基準日（原則7月1日）に次の要件を全て満たすこと）

（1）保護者等が愛媛県内に住所を有している

※ 愛媛県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

（2）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯（生活保護受給世帯を含む）

※ 失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の住民税所得割が182,500円未満の世帯に相当すると認められる場合は、給付金の支給申請が可能です。詳しくは、在籍する学校へお問い合わせください。

（3）平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している

※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

2 支給額（対象生徒1人当たりの年額）

世帯区分	通信制以外	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯	143,700円	50,500円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満である世帯 （目安：年収270～380万円相当の世帯） ※就学支援金等が旧制度対象となっている場合、対象外	47,900円	16,830円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である世帯 （目安：年収380～490万円相当の世帯） ※就学支援金等が旧制度対象となっている場合、対象外	35,930円	12,630円

拡充

※ 年収はあくまでも目安です。世帯は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯を想定しています。制度に該当するかは、お住まいの市町から通知された市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等をご確認ください。

3 申請書等配布場所

○ 愛媛県立川之江高等学校事務室

配付期間 令和8年7月15日（水）～令和8年8月28日（金）

【問合先】

愛媛県立川之江高等学校事務室
TEL：0896-58-2061